

ホウライ株式会社定款

(2022 年 12 月 23 日改定)

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社はホウライ株式会社と称し、英文ではHORAI Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の業務を営むをもって目的とする。

- (1) 土地、建物の所有、売買、賃貸、管理及び賃借の仲介
- (2) 損害保険代理業
- (3) 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (4) 生命保険募集に関する業務
- (5) 貿易保険の取扱に関する業務
- (6) 有価証券の投資、運用
- (7) 債権の売買及び金銭貸付、金銭債務の保証並びに担保物の貸付
- (8) 損害保険会社、生命保険会社に対する金融商品取引法に定める特定金融商品取引業務の委託の斡旋及び支援
- (9) リース業の代理店業務
- (10) 農畜産、酪農業、牧場経営、林業及びそれに附帯する事業
- (11) 牛乳及び乳製品その他関連製品の製造、販売
- (12) 菓子、クッキー、パンの製造、販売
- (13) 遊園地、児童遊戯施設、楽焼、釣り堀、サイクリング等娯楽施設、スポーツ施設及び宿泊施設の経営
- (14) レストラン及びコーヒーショップの経営
- (15) 別荘の賃貸、分譲、保養所の経営及び管理
- (16) ゴルフ場、テニスコート、馬場、温泉浴場、プール、野球場、陸上競技場等の経営並びに賃貸
- (17) ゴルフ等会員権の売買
- (18) 酒類、煙草、印紙、切手、飲食物、食料品、日用品雑貨の販売
- (19) 郷土民芸品、絵葉書等土産品の販売
- (20) 花木、種苗類の栽培及び販売
- (21) 駐車場及びガソリンスタンドの経営
- (22) 広告業
- (23) 前各号に関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、372 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 12 条 当会社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によって予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 12 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会長がこれに代わり、取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで书面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 19 条 当会社には取締役 15 名以内を置く。

(選任方法)

第 20 条 取締役は株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 28 条 当会社には監査役 5 名以内を置く。

(選任方法)

第 29 条 監査役は株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第 32 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役の責任免除)

第 35 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 37 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

(中間配当)

第 38 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払の剰余金の配当及び中間配当には利息をつけない。